

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>1 森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、次に示す地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 森林経営計画作成促進 森林経営計画の作成及び集約化間伐を実施するために必要な活動</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(1) 【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 森林所有者等</p>	<p>(1) 森林経営計画作成促進 &lt;定額補助&gt;</p> <p>① 経営委託型 補助額：28,500円/ha (7. 交付事業費上限額：38,000円/ha) (4. 国費補助上限額：19,000円/ha)</p> <p>② 共同施業型 補助額：6,000円/ha (7. 交付事業費上限額：8,000円/ha) (4. 国費補助上限額：4,000円/ha)</p> <p>③ 間伐促進型 補助額：22,500円/ha (7. 交付事業費上限額：30,000円/ha) (4. 国費補助上限額：15,000円/ha)</p> <p>④ 不在村森林所有者加算(上記①、②、③と併せて実施した場合) 補助額：10,500円/ha (7. 交付事業費上限額：14,000円/ha) (4. 国費補助上限額：7,000円/ha)</p>	(1) 補助金額の変更	無	否	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>(2) 森林境界の明確化 森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化に必要な以下の活動に要する経費</p> <p>① 森林境界の測量 ② ①の測量に伴う高性能機器の活用及び基準点等との結合 ③ ①の測量に伴うリモートセンシングデータの活用 ④ ①の測量に伴う不在森林所有者の立会 ⑤ 森林境界案の作成</p> <p>(3) 森林所有者の探索 森林施業等の合意形成に必要な森林所有者の確認に対する経費</p> <p>(4) 森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 森林経営計画及び森林境界の明確化を進める上で重要となる既存路網の簡易な改良</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(2) (3) (4) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林所有者等</p>	<p>(2) 森林境界の明確化 &lt;定額補助&gt; ① 補助額：33,750 円/ha (7. 交付事業費上限額：45,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：22,500 円/ha) ② 補助額：7,500 円/ha (7. 交付事業費上限額：10,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：5,000 円/ha) ③ 補助額：12,750 円/ha (7. 交付事業費上限額：17,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：8,500 円/ha) ④ 補助額：9,750 円/ha (7. 交付事業費上限額：13,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：6,500 円/ha) ⑤ 補助額：30,000 円/ha (7. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>(3) 森林所有者の探索 &lt;定額補助&gt; 補助額：3,750 円/ha (7. 交付事業費上限額：5,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：2,500 円/ha)</p> <p>(4) 森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 &lt;定額補助&gt; 補助額：30,000 円/ha (7. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (4. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>上記(1)、(2)、(3)、(4)ともに、事業実施後の実行経費額がアを下回った場合は、「イ」と「実行経費からイを控除した額の2分の1を合せた額を補助額とする。なお、(1)、(2)、(3)、(4)において、実行経費額がイを下回った場合は、10分の10とする</p>	(2) (3) (4) 補助金額の変更	無	否	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	2 上記1の事業を円滑に実施するため、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費  推進事務 ①推進等に関する事務 ②確認に関する事務 ③交付に関する事務	交付決定の日から3月31日まで	市町村	推進事務費 10分の10以内	①、②、③の推進事務に係る経費の相互間における3割を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	2 防災・減災・条件不利地森林整備事業	針広混交林化を促進するため条件不利地での強度の間伐及び流木被害の抑制のための間伐木の移動集積に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> <li>・林業事業者</li> <li>・特定非営利活動法人</li> <li>・森林組合員</li> <li>・林研グループ会員</li> </ul>	立木密度等に応じた定額補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐：上限 595 千円/ha</li> <li>・侵入竹・再生竹除伐：上限 696 千円/ha</li> <li>・森林作業道（幅員 2.5m以下）：1,300 円/m</li> <li>・森林作業道（幅員 3.0m）：2,000 円/m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の 30%を超える増減</li> </ul>	有 (第9条第2項第2号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3 次世代につながる 森林づくり事業	<p>1 再造林促進 (1)再造林のための苗木代 (2)一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費</p> <p>2 広葉樹造林推進 再造林のための広葉樹植栽経費</p> <p>3 シカ食害防止施設の設置 シカ食害防止施設の設置に要する経費</p> <p>4 再造林保育支援 造林地の下刈に要する経費</p> <p>5 荒廃農地森林造成 荒廃農地の植栽等に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> <li>・生産森林組合</li> <li>・森林組合連合会</li> <li>・施業実施協定締結者</li> <li>・森林経営計画の認定を受けた者</li> <li>・市町村との協定締結者</li> <li>・森林所有者（市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターを除く。）</li> <li>・「森林の間伐等に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に搭載された事業実施主体</li> </ul>	<p>1 再造林促進 (1) 苗木代の100分の32以内 (2) 定額（上限35千円/ha）</p> <p>2 広葉樹造林推進 植栽経費の100分の32以内</p> <p>3 シカ食害防止施設の設置 定額補助 ・シカ侵入防止柵（通常タイプ）： 364円/m以内 ・シカ侵入防止柵（スカートタイプ）： 427円/m以内 ・ツリーシェルター： 上限1,100,000円/ha以内</p> <p>4 再造林保育支援 定額補助 下刈（1回刈り）：56,000円/ha以内</p> <p>5 荒廃農地森林造成 事業費の100分の68以内</p>	補助金額の増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3 次世代につながる 森林づくり事業	採穂園造成 エリートツリー等の品種系統の明確な母樹による採穂園の造成に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業種苗法に基づく生産事業者</li> <li>熊本県樹苗協同組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成地地拵え：定額 29.7 円/㎡</li> <li>耕起：定額 14.4 円/㎡</li> <li>植栽：定額 88.2 円/本</li> <li>施肥：定額 45.9 円/本</li> <li>シカ防護柵：定額 945.0 円/m</li> <li>標識：定額 1,476 円/本</li> <li>苗木(流通苗(特定母樹含む))： 定額 90.0 円/本</li> <li>穂木(林木育種場配布苗)： 定額 42.3 円/本</li> <li>苗木(林木育種場配布苗)： 定額 485.1 円/本</li> <li>共通仮設費：事業費の 7.5%以内</li> </ul>	事業費の 30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3 次世代につながる 森林づくり事業	1 花粉の少ない森づくり促進事業 スギ人工林を皆伐し、花粉の少ないスギ苗木等や広葉樹に植え替えるために作業ヤードや索道設置に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、再造林及び間伐を実施する次の事業者 ・ 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会) ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	定額補助 ・ 作業ヤードや索道設置を設置した場合 1 施行地あたり 200 千円 ・ ただし、1 施行地が 5ha を超える場合は、5ha あたり 200 千円とする。	補助金額の変更	有 (第9条第2項第1号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 花粉の少ないスギ苗木生産促進事業 花粉の少ないスギ苗木の生産(分別管理)に要する経費		林業種苗法に基づく生産事業者	定額補助 ・ 通常生産 3円/本 ・ 林福連携生産 5円/本 ・ 採穂作業 3円/本					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4 間伐等森林整備促進対策事業	<p>1 間伐材生産に要する経費</p> <p>(1) 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等))の実施</p> <p>(2) 関連条件整備活動に要する経費</p> <p>①対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け</p> <p>②間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道の整備</p> <p>③間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止施設</p>	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・森林整備法人等</li> <li>・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体(以下「熊本県版育成経営体」という。)</li> </ul>	定額	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとに事業量の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請 要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4 間伐等森林整備促進対策事業	2 路網整備に要する経費 (1) 林業専用道(規格相当)整備 ①林業専用道(規格相当)整備 ②関連条件整備(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (2) 森林作業道整備 ①森林作業道整備 ②関連条件整備(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・熊本県版育成経営体	(1) ①定額 また、合計事業費の10%パーセントを上限として補強を行うことができる ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる (2) ①定額 ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業種目ごとに事業量の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4 間伐等森林整備促進対策事業	3 低コスト再造林対策 (1) 低コスト造林の支援 ① 主伐時の集材(全木又は全幹集材による末木枝条の搬出・集積に限る。)と再造林の一貫作業に要する経費 ② 効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費 ③ 2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費 (2) (1) の実施に必要な機械器具の整備に要する経費 (3) (1) の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費 ① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ② 長期受委託契約や基金造成等に要する経費 ③ 森林作業道の整備 ④ 鳥獣害防止施設等の整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額	・事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日
		4 コンテナ苗生産基盤施設等整備 (1) コンテナ苗の生産に係る生産施設装置、生産機械器具と生産資材等に要する経費 (2) コンテナ苗幼苗の生産に係る施設装置、機械器具、生産資材等と普通苗かん水施設等に要する経費		・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	5 森林再生支援事業	1 森林再生支援事業 林業事業体等が再造林又は下刈りの取組拡大のために要する経費  (1) 再造林の実施量増加に係る取組み  (2) 下刈りの実施量増加に係る取組み	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、再造林及び下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 147千円/ha以内  (2) 29千円/ha以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 林業未経験者雇用支援事業 林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費  (1) 雇用の募集や林業未経験者の現場従事に要する経費  (2) 植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費		林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 104,000円/人以内  (2) ・ 植栽 4,000円/人・日以内 ・ 下刈り 5,000円/人・日以内 (上限各40日/人)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6 森林再生コーディネート事業	球磨管内の造林未済地の状況を把握し所有者に働きかけ、林業事業者へ情報提供して効率的・効果的な再造林を行うために必要な経費 (1) コーディネーター報酬 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 通信運搬費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品・資機材購入費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	球磨管内で市町村が構成する、森林・林業・木材産業の活性化や森林整備に取り組む協議会	定額補助(上限2,500千円/人)	補助金額の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7 自伐林家等育成 対策事業(自伐林 家体制強化事業)	① 技術の習得・安全衛生研修に係る 経費 ② 資機材の整備(レンタル経費を含 む。)ヘルメット、防振(防蜂)手 袋、なた、のこぎり、防護服、安全 靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、 軽架線、チップパー、電気柵・土留柵 等構造物の資材、植林用自動穴掘機 械、林内通信器(LPWA等)、携帯型 GPS機器、林内作業車(500万円未満 のもの)、苗木運搬機、任意傷害保 険、レンタル経費等(汎用性のある 物品等は対象外)	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら事業完 了の日又 は3月31 日まで	森林所有者、地域 住民、自伐林家等 を含んだ地域の実 情に応じた3名以 上の者で組織する 将来にわたり地域 の林業経営を担う 団体、又は林業者 等の組織する団体 で知事が認めるも の	定額補助(1/2以内)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 から1ヶ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
森林整備課	8 シカ被害造林地機能回復支援事業	1 シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の復旧・補植に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> <li>・生産森林組合</li> <li>・森林組合連合会</li> <li>・施業実施協定締結者</li> <li>・森林経営計画の認定を受けた者</li> <li>・市町村との協定締結者</li> <li>・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く）</li> <li>・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に登載された事業実施主体</li> </ul>	定額補助 ① 点検 2,000円/ha以内 ② 復旧 ・シカネット全復旧 ・通常タイプ 773円/m以内 ・スカートタイプ 909円/m以内 ・シカネット一部復旧（ネットのみ） ・通常タイプ 643円/m以内 ・スカートタイプ 778円/m以内 ・シカネット一部復旧（支柱のみ） ・通常タイプ 542円/m以内 ・スカートタイプ 574円/m以内 ③ 補植 184円/本以内 ・コンテナ苗 214円/本以内 ・裸苗 148円/本以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 シカ被害防止柵設置事業 国庫補助事業を併用せずにシカ被害防止ネットを設置する場合の資材費									定額補助 ・スカートタイプ：684円/m
		3 剥皮被害防止資材（バークガード）設置事業 剥皮被害防止資材等の設置に係る資材費									設置本数に応じた定額補助（上限 316,000円/ha） ただし、森林環境保全整備事業との併用の場合は、上限 101,288円/ha
		4 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）の設置に要する経費									設置本数に応じた定額補助（上限 198,000円/ha）

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	9 林業・異業種連携路網整備促進事業	1 軟弱地盤対策事業 林業専用道（規格相当）の林建連携による開設に要する次の経費  軟弱地盤で通常より厚く施工する路盤工に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・森林組合連合会 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額補助 5,000円/m以内	1 路線の新設及び廃止 2 路線ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		事業費の100分の15以内			有 (第9条第2項第3号該当)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	10 林木育種改良事業	<p>1 山林種苗振興対策 苗木生産者の育苗技術向上や後継者の確保、さらに苗木の安定供給を図るため、熊本県樹苗協同組合が組合員に対して行う、教育指導事業に要する経費</p> <p>教育指導事業 ①育苗技術指導 ②経営指導 ③後継者育成 ④苗木需給調整</p>	4月1日から事業完了の日又は3月20日まで	熊本県樹苗協同組合	2分の1以内	補助事業に要する経費の配分の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月25日のいずれか早い日



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1.1 森林サービス産業創出推進事業	令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに沿って、森林サービス産業を創出するために実施する基礎調査、プラン作成、実証、情報発信等に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、市町村等が参画する地域協議会、商工会議所、観光関連団体、地域商社、地域づくりに取り組む団体等	定額補助（上限2,000千円）	補助金額の増又は30%を超える減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 2 くまもとの県土を保全する林業推進事業（林地保全に配慮した林業実践先導事業）	1. 車両系集材、架線系集材（スイングヤダを除く）の両方の手法を採れる伐採現場において、架線系集材を用いて伐採作業を実施した場合のかかり増し経費  2. 架線系集材（スイングヤダを除く）に必要な機材や人材（有資格者等）を有していない者が、新たに架線系集材を実施した場合の機材や人材の借り入れ等に係る経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	1, 2. 林業労働力の確保に推進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき熊本県知事の認定を受けている林業事業者	1. 定額補助 上限80万円 ※1箇所 当たり  2. 定額補助 上限60万円 ※1箇所 当たり	補助金額の変更	有 (第9条第2 項第2号該 当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日